

## 香取広域市町村圏計画策定委員会規程

昭和46年 9 月 25 日

規程第 1 号

(設置)

第 1 条 香取広域市町村圏における計画の策定を図るため、計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、計画策定のため必要な基本構想、基本計画及び実施計画の総合調整を図るため調査協議する。

(組織)

第 3 条 委員の定数は、20人以内とする。

- 2 委員会に会長を置き、委員の中から互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、関係市町に在職する職員で各市町の長の推せんする者及び事務局職員のうちから、管理者が委嘱又は任命する。

(会議)

第 4 条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、関係市町の委員 1 人以上及び事務局委員の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、特別な事由により出席委員が止むを得ないと認めたときは、この限りでない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 委員会は、専門的事項に関する調査又は協議を分掌させるためその決議により専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、委員会の委員及び関係市町に在職する職員で各市町の長の推せんする者のうちから管理者が委嘱する。
- 3 専門部会に、部会長を置き部会の委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会を代表し、分掌事務を総理する。
- 5 部会は、部会長が招集し、部会の委員の半数以上の出席がなければ会議を開く

ことができない。

6 部会の議事の採決は、前条第3項の規定を準用する。

(資料の提出等の要求)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係市町の課等の長に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(調査、協議の結果の報告)

第7条 会長は、委員会における調査又は協議の結果を管理者に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。